

		<p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 国土交通省所管飛行場に係る騒音の状況 飛行場及びその施設の設置の事業にあっては騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法、飛行場及びその施設の変更の事業にあっては航空機騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法 (2) 防衛省所管飛行場に係る騒音の状況 飛行場及びその施設の設置の事業にあっては騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法、飛行場及びその施設の変更の事業にあっては防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則（昭和 4 9 年総理府令第 4 3 号）第 1 条の規定による算定方法</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時間及び時間帯</p>	<p>公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行規則（昭和 4 9 年運輸省令第 6 号）第 1 条第 1 項に規定する算定方法</p> <p>(2) 防衛省所管飛行場 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則第 1 条に規定する算定方法</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 飛行場の施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>
振動	建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	<p>別表第 3 6 振動の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。</p> <p>1 調査すべき情報 (1) 振動の状況 (2) 地盤の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（振動の状況については、振動規制法施行規則（昭和 5 1 年総理府令第 5 8 号）別表第 2 備考 4 及び 7 に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 振動レベルの 80 パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
低周波音	航空機の運航	別表第 3 1 低周波音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水象に係る流量、流速等	飛行場及びその施設の存在（土地の改変）	別表第 3 1 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の汚れ	飛行場の施設の供用	<p>1 調査すべき情報 国又は関係する地方公共団体による水質に係る規制等の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量については、水質汚濁に係る環境基準に規定する生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 汚水を排水する公共用水域</p> <p>4 調査地点 汚水を排水する地点</p>	<p>1 予測の基本的な手法 原単位法により生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量を計算</p> <p>2 予測地域 汚水を排水する公共用水域</p> <p>3 予測地点 汚水を排水する地点</p> <p>4 予測対象時期等 飛行場の施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>
水の濁り	造成等の施工による一時的な影響	<p>1 調査すべき情報 (1) 濁度又は浮遊物質量の状況（河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。） (2) 流れの状況 (3) 気象の状況 (4) 土質の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当</p>	<p>1 予測の基本的な手法 浮遊物質の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>

		<p>該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における造成等の施工による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>3 予測地点 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>
--	--	---	---

地下水に係る水位、流向等	飛行場及びその施設の存在（土地の改変）	別表第 3 1 地下水に係る水位、流向等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
--------------	---------------------	--

重要な地形及び地質	飛行場及びその施設の存在（土地の改変）	別表第 3 1 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
-----------	---------------------	-------------------------------------

重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成等の施工による一時的な影響	別表第 3 1 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	飛行場及びその施設の存在（土地の改変）	

重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成等の施工による一時的な影響	別表第 3 1 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	飛行場及びその施設の存在（土地の改変）	

地域を特徴づける生態系	造成等の施工による一時的な影響	別表第 3 1 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	飛行場及びその施設の存在（土地の改変）	

主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	飛行場及びその施設の存在（土地の改変）	別表第 3 1 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
------------------------	---------------------	--

主要な人と自然との触れ合いの活動の場	飛行場及びその施設の存在（土地の改変）	別表第 3 1 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
--------------------	---------------------	--

建設工事に伴う副産物	造成等の施工による一時的な影響	別表第 3 1 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
------------	-----------------	--------------------------------------

文化財	飛行場及びその施設の存在（土地の改変）	別表第 3 1 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
-----	---------------------	-------------------------------

備考

- 1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- 4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。
- 5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

- 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第 3 9 水力発電所の設置又は変更の事業に係る参考手法（第 7 条関係）

参 考 項 目		参 考 手 法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調 査 の 手 法	予 測 の 手 法
窒素酸化物	工事用資材等の搬出入	別表第 3 3 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	建設機械の稼働		
粉じん等	工事用資材等の搬出入	別表第 3 1 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	建設機械の稼働		
騒音	工事用資材等の搬出入	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査すべき情報 <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事用資材等の搬出入 <ol style="list-style-type: none"> ア 道路交通騒音の状況 イ 道路の沿道の状況 ウ 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 (2) 建設機械の稼働 <ol style="list-style-type: none"> ア 騒音の状況 イ 地表面の状況 2 調査の基本的な手法 <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事用の資材等の搬出入 <p>騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法</p> (2) 建設機械の稼働 <p>騒音の状況については、騒音規制法第 15 条第 1 項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法</p> 3 調査地域 <p>音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> 4 調査地点 <p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> 5 調査期間等 <p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 1 予測の基本的な手法 <p>音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> 2 予測地域 <p>調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> 3 予測地点 <p>音の伝搬の特性を踏まえて予測地点における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> 4 予測対象時期等 <p>騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
	建設機械の稼働		
振動	工事用資材等の搬出入	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査すべき情報 <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事用資材等の搬出入 <ol style="list-style-type: none"> ア 道路交通振動の状況 イ 地盤の状況 ウ 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 (2) 建設機械の稼働 <p>地盤の状況</p> 2 調査の基本的な手法 <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>工事用資材等の搬出入に用いる自動車の運行が予想される道路交通振動の状況については、振動規制法施行規則別表第 2 備考 4 及び 7 に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。</p> 3 調査地域 <p>振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> 4 調査地点 <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> 5 調査期間等 <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 1 予測の基本的な手法 <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事用資材等の搬出入 <p>振動レベルの 80 パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p> (2) 建設機械の稼働 <p>事例の引用又は解析</p> 2 予測地域 <p>調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> 3 予測地点 <p>振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> 4 予測対象時期等 <p>振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
	建設機械の稼働		
水象に係る流量、流速等	地形変化及び施設の有無	別表第 3 1 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	貯水池の有無		

	河水の取水		
水の汚れ	貯水池の存在	<ol style="list-style-type: none"> 調査すべき情報 <ol style="list-style-type: none"> 水の汚れに係る項目の状況 流量の状況 気象の状況 調査の基本的な手法 <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（水の汚れに係る項目の状況において、生物化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する生物化学的酸素要求量の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> 調査地域 <p>流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて、水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で、当該の水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を把握できる地域</p> 調査地点 <p>流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> 調査期間等 <p>流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 予測の基本的な手法 <p>統計的手法又は事例の引用若しくは解析</p> 予測地域 <p>調査地域のうち、流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえ、水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> 予測地点 <p>流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえ、予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> 予測対象時期等 <p>発電所の運転が定常状態となる時期及び水の汚れに係る環境影響が最大となる時期</p>
	河水の取水	<ol style="list-style-type: none"> 調査すべき情報 <ol style="list-style-type: none"> 生物化学的酸素要求量の状況 流量の状況 気象の状況 調査の基本的な手法 <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（生物化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する生物化学的酸素要求量の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> 調査地域 <p>流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて、水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> 調査地点 <p>流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> 調査期間等 <p>流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 予測の基本的な手法 <p>単純混合式を用いた理論計算</p> 予測地域 <p>調査地域のうち、流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえ、水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> 予測地点 <p>流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえ、予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> 予測対象時期等 <p>発電所の運転が定常状態となる時期及び水の汚れに係る環境影響が最大となる時期</p>
富栄養化	貯水池の存在	<ol style="list-style-type: none"> 調査すべき情報 <ol style="list-style-type: none"> 全窒素、全磷の流入量の状況 流量の状況 気象の状況 調査の基本的な手法 <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（全窒素、全磷の流入量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する全窒素、全磷の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> 調査地域 <p>流域の特性及び富栄養化の変化の特性を踏まえて、富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を把握できる地域</p> 調査地点 <p>流域の特性及び富栄養化の変化の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> 調査期間等 <p>流域の特性及び富栄養化の変化の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 予測の基本的な手法 <p>統計的手法又は事例の引用若しくは解析</p> 予測地域 <p>調査地域のうち、流域の特性及び富栄養化の変化の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> 予測地点 <p>流域の特性及び富栄養化の変化の特性を踏まえて予測地域における富栄養化に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> 予測対象時期等 <p>発電所の運転が定常状態となる時期及び富栄養化に係る環境影響が最大となる時期</p>
	造成等の施工による一時的な影響	別表第 3 1 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の濁り	貯水池の存在	<ol style="list-style-type: none"> 調査すべき情報 <ol style="list-style-type: none"> 濁度又は浮遊物質質量及びその調査時における流量の状況 気象の状況 水温の状況 調査の基本的な手法 	<ol style="list-style-type: none"> 予測の基本的な手法 <p>浮遊物質の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> 予測地域

		<p>文献その他の資料及び現地調査による情報（浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の水の濁りの予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>調査地域のうち、流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 施設の供用が定常状態となる時期及び水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>溶存酸素量</p>	<p>貯水池の存在</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 溶存酸素量の状況 (2) 流量の状況 (3) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（溶存酸素量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する溶存酸素量の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて溶存酸素量に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の溶存酸素量の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて調査地域における溶存酸素量に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて調査地域における溶存酸素量に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 溶存酸素量の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて溶存酸素量に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて予測地域における溶存酸素量に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び溶存酸素量に係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>水素イオン濃度</p>	<p>造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 水素イオン濃度の状況 (2) 流量の状況 (3) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（水素イオン濃度の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する水素イオン濃度の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて水素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて調査地域における水素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて調査地域における水素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて水素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて予測地域における水素イオン濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 水素イオン濃度に係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>水温</p>	<p>貯水池の存在</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 水温及びその調査時における流量の状況 (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の水温の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて調査地域における水温に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p>	<p>1 予測の基本的な手法 熱の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて予測地域における水温に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 施設の供用が定常状態となる時期及び水温に係る環境影響が</p>

		流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて調査地域における水温に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	最大となる時期
重要な地形及び地質	地形改変及び施設の存在	別表第 3 1 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	貯水池の存在		
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成等の施工による一時的な影響	<ol style="list-style-type: none"> 調査すべき情報 <ol style="list-style-type: none"> ほ乳類、鳥類、は虫類、両生類及び昆虫類その他の主な動物に関する動物相の状況 魚類その他の主な動物（以下「水生動物」という。）に関する動物相の状況 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 調査地域 <ol style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその周辺の区域 河水の取水により水生動物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 調査地点 動物（水生動物を含む。）の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 調査期間等 動物（水生動物を含む。）の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯 	<ol style="list-style-type: none"> 予測の基本的な手法 動物の重要な種及び群集並びに注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 予測地域 調査地域のうち、動物（水生動物を含む。）の生息の特性を踏まえて重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期及び時間帯
重要な種及び群集並びに注目すべき生育地	造成等の施工による一時的な影響	<ol style="list-style-type: none"> 調査すべき情報 <ol style="list-style-type: none"> 種子植物その他主な陸生植物及び水生植物に係る植物相、群落及びけい藻類などの群集の状況 植物の重要な種及び群集並びに注目すべき生育地の分布、生育の状況及び生育環境の状況 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 調査地域 <ol style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその周辺の区域 河水の取水により種子植物その他主な植物に係る環境影響が及ぶおそれがある地域 調査地点 植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生育地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 調査期間等 植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生育地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯 	<ol style="list-style-type: none"> 予測の基本的な手法 植物の重要な種及び群集並びに注目すべき生育地について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて重要な種及び群集並びに注目すべき生育地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 予測対象時期等 植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて重要な種及び群集並びに注目すべき生育地に係る環境影響を的確に把握できる時期
地域を特徴づける生態系	造成等の施工による一時的な影響	<ol style="list-style-type: none"> 調査すべき情報 <ol style="list-style-type: none"> 無機環境における非生物的要素（地形・地質、気象、水象等）の状況 生物環境における生物的要素（植物相、植物群落、植生、動物相、動物群集）の状況 人為的環境における人為的要素（土地利用、土地改変、大気汚染、水質汚濁等）の状況 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 調査地域 <ol style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその周辺の区域 河水の取水により注目種等に係る環境影響が及ぶおそれがある地域 調査地点 非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 調査期間等 非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注 	<ol style="list-style-type: none"> 予測の基本的な手法 注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 予測地域 調査地域のうち、非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 予測対象時期等 非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期
	地形改変及び施設の存在		
	貯水池の存在		
	河水の取水		

		目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変及び施設の存在	別表第 3 1 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	貯水池の存在		
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	地形改変及び施設の存在	別表第 3 1 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	貯水池の存在		
	河水の取水		
廃棄物	造成等の施工による一時的な影響		1 予測の基本的な手法 廃棄物の種類ごとの排出及び処分の状況の把握 2 予測地域 対象事業実施区域 3 予測対象時期等 工事期間
文化財	地形改変及び施設の存在	別表第 3 1 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	貯水池の存在		
備考 1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。 2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。 3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。 4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。 5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。 8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。			

別表第 4 0 火力発電所の設置又は変更の事業に係る参考手法（第 7 条関係）

参 考 項 目		参 考 手 法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調 査 の 手 法	予 測 の 手 法
硫黄酸化物	施設の稼働（排ガス）	<ol style="list-style-type: none"> 調査すべき情報 <ol style="list-style-type: none"> 二酸化硫黄の濃度の状況 気象の状況 調査の基本的な手法 <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <ol style="list-style-type: none"> 二酸化硫黄の状況 <p>二酸化硫黄に係る環境基準に規定する二酸化硫黄の濃度の測定の方法</p> 気象の状況 <p>気象業務法施行規則第 1 条の 2 又は第 1 条の 3 に基づく技術上の基準による測定の方法</p> 調査地域 <p>硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえ、硫黄酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> 調査地点 <p>硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における硫黄酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> 調査期間等 <p>原則として 1 年間（気象の状況において、高層の気象を調査する場合は、各季節ごとに各 1 週間）</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 予測の基本的な手法 <p>大気の拡散式に基づく理論計算</p> 予測地域 <p>調査地域のうち、硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて硫黄酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> 予測対象時期等 <p>発電所の運転が定常状態となる時期及び硫黄酸化物に係る環境影響が最大となる時期</p>
窒素酸化物	工事用資材等の搬出入 建設機械の稼働 資材等の搬出入	別表第 3 3 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	施設の稼働（排ガス）	<ol style="list-style-type: none"> 調査すべき情報 <ol style="list-style-type: none"> 二酸化窒素の濃度の状況 気象の状況 調査の基本的な手法 <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <ol style="list-style-type: none"> 二酸化窒素の濃度の状況 <p>二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法</p> 気象の状況 <p>気象業務法施行規則第 1 条の 2 又は第 1 条の 3 に基づく技術上の基準による測定の方法</p> 調査地域 <p>窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> 調査地点 <p>窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> 調査期間等 <p>原則として 1 年間（気象の状況において、高層の気象を調査する場合は、各季節ごとに各 1 週間）</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 予測の基本的な手法 <p>大気の拡散式に基づく理論計算</p> 予測地域 <p>調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> 予測対象時期等 <p>発電所の運転が定常状態となる時期及び窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期</p>
浮遊粒子状物質	施設の稼働（排ガス）	<ol style="list-style-type: none"> 調査すべき情報 <ol style="list-style-type: none"> 浮遊粒子状物質の濃度の状況 気象の状況 調査の基本的な手法 <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <ol style="list-style-type: none"> 浮遊粒子状物質の濃度の状況 <p>浮遊粒子状物質に係る環境基準に規定する浮遊粒子状物質の濃度の測定の方法</p> 気象の状況 <p>気象業務法施行規則第 1 条の 2 又は第 1 条の 3 に基づく技術上の基準による測定の方法</p> 調査地域 <p>浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> 調査地点 <p>浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて調査地域における</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 予測の基本的な手法 <p>大気の拡散式に基づく理論計算</p> 予測地域 <p>調査地域のうち、浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> 予測対象時期等 <p>発電所の運転が定常状態となる時期及び浮遊粒子状物質に係る環境影響が最大となる時期</p>

		<p>浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 原則として 1 年間（気象の状況において、高層の気象を調査する場合は、各季節ごとに各 1 週間）</p>	
石炭粉じん	地形改変及び施設が存在	<p>1 調査すべき情報 (1) 降下ばいじんの状況 (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 降下ばいじんの状況 デポジットゲージ又はダストジャーによる測定 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則第 1 条の 2 又は第 1 条の 3 に基づく技術上の基準による測定の方法</p> <p>3 調査地域 石炭粉じんの拡散の特性を踏まえて石炭粉じんに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 石炭粉じんの拡散の特性を踏まえて調査地域における石炭粉じんに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 原則として 1 年間</p>	<p>1 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、石炭粉じんの拡散の特性を踏まえて石炭粉じんに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び石炭粉じんに係る環境影響が最大となる時期</p>
	施設の稼働（機械等の稼働）		
粉じん等	工事用資材等の搬出入	別表第 3 1 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	建設機械の稼働		
	資材等の搬出入		
騒音	工事用資材等の搬出入	<p>1 調査すべき情報 (1) 道路交通騒音の状況 (2) 道路の沿道の状況 (3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（道路交通騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地点における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
	資材等の搬出入		
	建設機械の稼働	<p>1 調査すべき情報 (1) 騒音の状況 (2) 地表面の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 建設機械の稼働 騒音の状況については、騒音規制法第 15 条第 1 項の規定による特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準において定められた騒音についての測定の方法 (2) 施設の稼働（機械等の稼働） 騒音の状況については、環境基準において定められた騒音についての測定の方法</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ</p>	<p>1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地点における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 (1) 建設機械の稼働 騒音に係る環境影響が最大となる時期 (2) 施設の稼働（機械等の稼働） 施設の稼働が定常状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
	施設の稼働（機械等の稼働）		

		効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	
振動	工所用資材等の搬出入	別表第 3 8 振動の部資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材等の搬出入		
	建設機械の稼働	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査すべき情報 地盤の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期 	<ol style="list-style-type: none"> 1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期 (1) 建設機械の稼働 振動に係る環境影響が最大となる時期 (2) 施設の稼働(機械等の稼働) 施設の稼働が定常状態となる時期及び振動に係る環境影響が最大となる時期
水象に係る 流向及び流速	地形改変及び施設の存在	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査すべき情報 流況の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 流況特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 流況特性を踏まえて調査地域における流向及び流速に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 原則として 1 年間 	<ol style="list-style-type: none"> 1 予測の基本的な手法 数理モデルによる理論計算又は水理模型実験 2 予測地域 調査地域のうち、流況特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び水象の流向及び流速に係る環境影響が最大となる時期
	施設の稼働(温排水)		
水の汚れ	施設の稼働(排水)	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査すべき情報 化学的酸素要求量の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する化学的酸素要求量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期 	<ol style="list-style-type: none"> 1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び水の汚れに係る環境影響が最大となる時期
水の濁り	建設機械の稼働	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査すべき情報 浮遊物質量の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期 	<ol style="list-style-type: none"> 1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 水の濁りに係る環境影響が最大となる時期
	造成等の施工による一時的な影響		
水温	施設の稼働	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査すべき情報 	<ol style="list-style-type: none"> 1 予測の基本的な手法

	(温排水)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 水温の状況 (2) 流況の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 水温の拡散の特性及び流況特性を踏まえて 水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域及び冷却水の取水口前面 4 調査地点 水温の拡散の特性及び流況特性を踏まえて調査地域における水温に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 原則として 1 年間 	<p>数理モデルによる理論計算又は水理模型実験</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 予測地域 調査地域のうち、水温の拡散の特性及び流況特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び水温に係る環境影響が最大となる時期
有害物質	建設機械の稼働	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査すべき情報 有害物質に係る底質の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 しゅんせつ工事を行う区域 4 調査地点 調査地域における底質の状況を把握するために適切かつ効果的な地点 5 調査期間等 原則として底質の状況を把握するために適切かつ効果的な時期に 1 回 	<ol style="list-style-type: none"> 1 予測の基本的な手法 有害物質に係る底質の状況を把握した上で、事例の引用又は解析 2 予測地域 有害物質の拡散の特性を踏まえ、建設機械の稼働による有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 有害物質の拡散の特性を踏まえ、予測地域における有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 有害物質に係る環境影響が最大となる時期
重要な地形及び地質	地形改変及び施設の有存在	別表第 3 1 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
土壌汚染	施設の稼働(排ガス)	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査すべき情報 (1) 土壌汚染の状況 (2) 気象の状況 (3) 土地利用の経緯 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(土壌汚染の状況については、土壌の汚染に係る環境基準に規定する測定の方法を用いたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域 4 調査地点 土壌及び地形の特性を踏まえて調査地域における土壌汚染に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 土壌及び地形の特性を踏まえて調査地域における土壌汚染に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期 	<ol style="list-style-type: none"> 1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、土壌及び地形の特性を踏まえて土壌汚染に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 土壌及び地形の特性を踏まえて予測地域における土壌汚染に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 土壌及び地形の特性を踏まえて土壌汚染に係る環境影響を的確に把握できる時期
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地(海域に生息するものを除く。)	造成等の施工による一時的な影響 地形改変及び施設の有存在	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査すべき情報 (1) ほ乳類、鳥類、は虫類、両生類、昆虫類に関する動物相の状況 (2) 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域 4 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 5 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯 	<ol style="list-style-type: none"> 1 予測の基本的な手法 動物の重要な種及び群集並びに注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期及び時間帯
海域に生息する動物	地形改変及び施設の有存在	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査すべき情報 (1) 魚等の遊泳動物、潮間帯及び潮下帯以下の海底に生息する底生動物並びに卵・稚子を含む動物プランクトン(以下 	<ol style="list-style-type: none"> 1 予測の基本的な手法 海生動物、干潟、藻場及びさんご礁における動物の生息環境

	<p>この表において「海生動物」という。)の主な種類及び分布の状況</p> <p>(2) 干潟、藻場及びびさんご礁の分布並びにそこにおける動物の生息環境の状況</p> <p>(3) 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における海生動物、干潟、藻場及びびさんご礁における動物の生息環境並びに重要な種、群集及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における海生動物、干潟、藻場及びびさんご礁における動物の生息環境並びに重要な種、群集及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>並びに重要な種、群集及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて海生動物、干潟、藻場及びびさんご礁における動物の生息環境並びに重要な種、群集及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて海生動物、干潟、藻場及びびさんご礁における動物の生息環境並びに重要な種、群集及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期及び時間帯</p>
施設の稼働(温排水)	<p>1 調査すべき情報 (1) 海生動物の主な種類及び分布の状況 (2) 干潟、藻場及びびさんご礁の分布並びにそこにおける動物の生息環境の状況 (3) 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 水温の拡散の特性及び流況特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域及び冷却水の取水口前面</p> <p>4 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における海生動物、干潟、藻場及びびさんご礁における動物の生息環境並びに重要な種、群集及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における海生動物、干潟、藻場及びびさんご礁における動物の生息環境並びに重要な種、群集及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 海生動物、干潟、藻場及びびさんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び群集並びに注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて海生動物、干潟、藻場及びびさんご礁における動物の生息環境並びに重要な種、群集及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて海生動物、干潟、藻場及びびさんご礁における動物の生息環境並びに重要な種、群集及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期及び時間帯</p>
重要な種及び群集並びに注目すべき生育地(海域に生育するものを除く。)	造成等の施工による一時的な影響	別表第 3 1 重要な種及び群集並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
海域に生育する植物	地形改変及び施設が存在	<p>1 調査すべき情報 (1) 潮間帯及び潮下帯の植物(海草類、海藻類その他の植物をいう。)並びに植物プランクトン(以下この表において「海生植物」という。)の主な種類及び分布の状況 (2) 干潟、藻場及びびさんご礁の分布並びにそこにおける植物の生育環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 植物の生育の特性を踏まえて調査地域における海生植物、干潟、藻場及びびさんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 植物の生育の特性を踏まえて調査地域における海生植物、干潟、藻場及びびさんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>
施設の稼働(温排水)	1 調査すべき情報 (1) 海生植物の主な種類及び分布の状況	1 予測の基本的な手法 海生植物、干潟、藻場及びび

		<p>(2) 干潟、藻場及びさんご礁の分布並びにそこにおける植物の生育環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 水温の拡散の特性及び流況特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域及び冷却水の取水口前面</p> <p>4 調査地点 植物の生育の特性を踏まえて調査地域における海生植物、干潟、藻場及びさんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 植物の生育の特性を踏まえて調査地域における海生植物、干潟、藻場及びさんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>んご礁について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、植物の生育の特性を踏まえて海生植物、干潟、藻場及びさんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 植物の生育の特性を踏まえて海生植物、干潟、藻場及びさんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
地域を特徴づける生態系	<p>造成等の施工による一時的な影響</p> <p>地形改変及び施設の存在</p> <p>施設の稼働(温排水)</p>	別表第 3 1 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変及び施設の存在	別表第 3 1 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	<p>工所用資材等の搬出入</p> <p>地形改変及び施設の存在</p> <p>資材等の搬出入</p>	別表第 3 1 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
廃棄物	造成等の施工による一時的な影響	別表第 3 9 廃棄物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	廃棄物の発生		<p>1 予測の基本的な手法 廃棄物の種類ごとの排出及び処分状況の把握</p> <p>2 予測地域 対象事業実施区域</p> <p>3 予測対象時期等 施設の稼働が定常の状態となる時期及び廃棄物に係る環境影響が最大となる時期</p>
建設工事に伴う副産物	造成等の施工による一時的な影響	別表第 3 1 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
二酸化炭素	施設の稼働(排ガス)		<p>1 予測の基本的な手法 施設の稼働に伴い発生する二酸化炭素の排出量の把握</p> <p>2 予測地域 対象事業実施区域</p> <p>3 予測の対象時期又は時間帯 施設の稼働が定常の状態となる時期及び二酸化炭素に係る環境影響が最大となる時期</p>
文化財	地形改変及び施設の存在	別表第 3 1 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
備考	<p>1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p>		

- 2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- 4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。
- 5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第 4 1 地熱発電所の設置又は変更の事業に係る参考手法（第 7 条関係）

参 考 項 目		参 考 手 法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調 査 の 手 法	予 測 の 手 法
硫化水素	施設の稼働（排ガス）	1 調査すべき情報 (1) 硫化水素の濃度の状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（気象の状況については、気象業務施行規則第 1 条の 2 又は第 1 条の 3 に基づく技術上の基準による測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 硫化水素の拡散の特性を踏まえて硫化水素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 硫化水素の拡散の特性を踏まえて調査地域における硫化水素に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 原則として 1 年間（気象の状況において、高層の気象を調査する場合は、各季節ごとに各 1 週間）	1 予測の基本的な手法 大気拡散式に基づく理論計算又は風洞模型実験 2 予測地域 調査地域のうち、硫化水素の拡散の特性を踏まえ、硫化水素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び硫化水素に係る環境影響が最大となる時期
窒素酸化物	工事用資材等の搬出入	別表第 3 3 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
粉じん等	工事用資材等の搬出入	別表第 3 1 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水象に係る流量、流速等	地形改変及び施設の存在	別表第 3 1 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の汚れ	施設の稼働（排水）	1 調査すべき情報 生物化学的酸素要求量及びその調査時における流量の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（生物化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する生物化学的酸素要求量の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて、水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえ、調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 5 調査期間等 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえ、調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び水の汚れに係る環境影響が最大となる時期
水の濁り	造成等の施工による一時的な影響	別表第 3 1 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
温泉	施設の稼働（地熱流体の採取及び熱水の還元）	1 調査すべき情報 温泉の分布、主成分、温度及びゆう出量の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 温泉に係る特性を踏まえて温泉に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 温泉に係る特性を踏まえて調査地域における温泉に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 温泉に係る特性を踏まえて調査地域における温泉に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、温泉に係る特性を踏まえて温泉に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 温泉に係る特性を踏まえて予測地域における温泉に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び温泉に係る環境影響が最大となる時期
重要な地形及び地質	地形改変及び施設の存在	別表第 3 1 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	

地盤変動	施設の稼働(地熱流体の採取及び熱水の還元)	<ol style="list-style-type: none"> 調査すべき情報 地盤変動の状況 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 調査地域 地盤変動の特性を踏まえて地盤変動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 調査地点 地盤変動の特性を踏まえて調査地域における地盤変動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 調査期間等 地盤変動の特性を踏まえて調査地域における地盤変動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期 	<ol style="list-style-type: none"> 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 予測地域 調査地域のうち、地盤変動の特性を踏まえて地盤変動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び地盤変動に係る環境影響が最大となる時期
------	-----------------------	--	--

重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成等の施工による一時的な影響 地形改変及び施設の存在	別表第 3 1 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
---------------------	--------------------------------	---	--

重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成等の施工による一時的な影響 地形改変及び施設の存在	別表第 3 1 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
---------------------	--------------------------------	---	--

地域を特徴づける生態系	造成等の施工による一時的な影響 地形改変及び施設の存在	別表第 3 1 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
-------------	--------------------------------	---------------------------------------	--

主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変及び施設の存在	別表第 3 1 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
------------------------	-------------	--	--

主要な人と自然との触れ合いの活動の場	工事用資材等の搬出入 地形改変及び施設の存在	別表第 3 1 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
--------------------	---------------------------	--	--

廃棄物	造成等の施工による一時的な影響	別表第 3 9 廃棄物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	廃棄物の発生	別表第 4 0 廃棄物の部廃棄物の発生の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	

建設工事に伴う副産物	造成等の施工による一時的な影響	別表第 3 1 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
------------	-----------------	--------------------------------------	--

文化財	地形改変及び施設の存在	別表第 3 1 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
-----	-------------	-------------------------------	--

備考

- この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。
- この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）をいう。

物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第 4 2 廃棄物最終処分場の設置又は変更の事業に係る参考手法（第 7 条関係）

参 考 項 目		参 考 手 法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調 査 の 手 法	予 測 の 手 法
窒素酸化物	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 101 号）第 1 条の 2 の表第 1 号トに規定する風の観測の方法（気象庁が観測した場合に限る。）又は同令第 1 条の 3 の表第 6 号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法 3 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 大気拡散式に基づく理論計算 2 予測地域 調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期
	資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行		
	廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行		
粉じん等	建設機械の稼働	別表第 3 1 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行		
	埋立・覆土用機械の稼働		
	廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行		
騒音	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 (1) 騒音の状況 (2) 地表面の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（騒音の状況については、騒音規制法第 15 条第 1 項の規定による特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準において定められた騒音についての測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算 2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地点における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 事業活動が定常状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大となる時期
	埋立・覆土用機械の稼働		
	浸出液処理施設の稼働		

		て定められた騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析	められる地域
		3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地点における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点
		4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	4 予測対象時期等 事業活動が定常状態となる時期
		5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	
	資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行	1 調査すべき情報 (1) 騒音の状況 (2) 道路の沿道の状況	1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算
	廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析	2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
		3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地点における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点
		4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	4 予測対象時期等 事業活動が定常状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大となる時期
		5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	
振動	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 地盤の状況	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析
	埋立・覆土用機械の稼働	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
	浸出液処理施設の稼働	3 調査区域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地点における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点
		4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び振動に係る環境影響が最大となる時期
		5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	
	資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行	1 調査すべき情報 (1) 振動の状況 (2) 地盤の状況	1 予測の基本的な手法 振動レベルの80パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算
	廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(振動の状況については、振動規制法施行規則別表第2備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析	2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
		3 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地点における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点
		4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	4 予測対象時期 事業活動が定常状態になる時期及び振動に係る環境影響が最大となる時期
		5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	
悪臭	廃棄物の存在・分解	1 調査すべき情報 (1) 悪臭の状況 (2) 気象の状況	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析
		2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(臭気指数の状況については、悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第1条の規定により環境庁長官が定める測定の方法による情報)の収集並びに当該情報の整理及び解析	2 予測地域 調査地域のうち、悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
		3 調査地域 悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	3 予測地点 悪臭の拡散の特性を踏まえて予測地点における悪臭に係る環境影響を的確に把握できる地点

		<p>4 調査地点 悪臭の拡散の特性を踏まえて調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 悪臭の拡散の特性を踏まえて調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び悪臭に係る環境影響が最大となる時期</p>
水象に係る流量、流速等	最終処分場の存在（土地の改変）	別表第 3 1 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の汚れ	最終処分場の存在（土地の改変）	<p>1 調査すべき情報 (1) 河川にあっては生物化学的酸素要求量の状況（当該調査時における流量の状況を含む。）、海域又は湖沼にあっては化学的酸素要求量の状況 (2) 流れの状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び水の汚れに係る環境影響が最大となる時期</p>
	浸出液処理水の排出	<p>1 調査すべき情報 (1) 濁度又は浮遊物質量の状況（河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。） (2) 流れの状況 (3) 土質の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 浮遊物質量の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>
水の濁り	造成等の施工		
	浸出液処理水の排出		
富栄養化	浸出液処理水の排出	<p>1 調査すべき情報 (1) 全窒素及び全磷の状況（河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。） (2) 流れの状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（全窒素及び全磷の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 全窒素及び全磷の拡散の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 全窒素及び全磷の拡散の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 全窒素及び全磷の拡散の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、全窒素及び全磷の拡散の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 全窒素及び全磷の拡散の特性を踏まえて予測地域における富栄養化に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び富栄養化に係る環境影響が最大となる時期</p>
水質に係る有害物質	浸出液処理水の排出	<p>1 調査すべき情報 有害物質の状況（河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。）</p>	<p>1 予測の基本的な手法 有害物質の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは</p>

		<p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（有害物質の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する人の健康の保護に関する項目に係る測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 水域の特性及び有害物質の変化の特性を踏まえて有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 水域の特性及び有害物質の変化の特性を踏まえて調査地域における有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 水域の特性及び有害物質の変化の特性を踏まえて調査地域における有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>解析 2 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び有害物質の変化の特性を踏まえて有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 水域の特性及び有害物質の変化の特性を踏まえて予測地域における有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び水質の有害物質に係る環境影響が最大となる時期</p>
底質に係る有害物質	浸出液処理水の排出	<p>1 調査すべき情報 有害物質に係る底質の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（有害物質に係る底質の状況については、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 201 号）第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法に規定する測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 有害物質の特性を踏まえて対象事業場からの排水により水底の底質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる区域</p> <p>4 調査地点 有害物質の特性を踏まえて調査地域における底質の有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 原則として底質の状況を把握するために適切かつ効果的な時期に 1 回</p>	<p>1 予測の基本的な手法 有害物質に係る底質の状況を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 有害物質の拡散の特性を踏まえ、底質の有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 有害物質の拡散の特性を踏まえ、予測地域における有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 底質の有害物質に係る環境影響が定常状態となる時期</p>
地下水に係る水位、流向等	<p>造成等の施工</p> <p>最終処分場の存在（土地の改変）</p>	別表第 3 1 地下水に係る水位、流向等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地下水に係る水質	廃棄物の存在・分解	<p>1 調査すべき情報 地下水の水質の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（地下水の水質の状況については、地下水の水質汚濁に係る環境基準に規定する測定の方法又は水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 20 条第 1 項に規定する測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 地下水の水質の特性を踏まえて地下水の水質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 地下水の水質の特性を踏まえて調査地域における地下水の水質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 地下水の水質の特性を踏まえて調査地域における地下水の水質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、地下水の水質の特性を踏まえて地下水の水質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 地下水の水質の特性を踏まえて予測地域における地下水の水質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 地下水の水質に係る環境影響が定常状態となる時期</p>
重要な地形及び地質	<p>造成等の施工</p> <p>最終処分場の存在（土地の改変）</p>	別表第 3 1 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
土壌汚染	<p>埋立・覆土用機械の稼働</p> <p>廃棄物の存在・分解</p>	別表第 4 0 土壌汚染の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群集並びに生息地	造成等の施工	<p>1 調査すべき情報 (1) 脊椎動物、昆虫類その他主な陸生動物及び主な水生動物に係る動物相の状況</p>	<p>1 予測の基本的な手法 動物の重要な種及び群集について、分布又は生息環境の改変の</p>

	最終処分場の存在（土地の改変）	<p>(2) 動物の重要な種及び群集の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>(3) 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期及び時間帯</p>
重要な種及び群落並びに生育地	<p>造成等の施工</p> <p>最終処分場の存在（土地の改変）</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 陸域にあっては種子植物その他主な植物では海藻類その他主な植物に関する植物相及び群落並びにけい藻類などの群集の状況</p> <p>(2) 植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>(3) 注目すべき生育地の分布並びに当該生育地が注目される理由である植物の種の生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 植物の重要な種及び群落ついて、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
地域を特徴づける生態	<p>造成等の施工</p> <p>最終処分場の存在（土地の改変）</p>	別表第 3 1 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	最終処分場の存在（土地の改変）	別表第 3 1 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な人と自然との触動の場	<p>造成等の施工</p> <p>最終処分場の存在（土地の改変）</p>	別表第 3 1 主要な人と自然との触動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
建設工事に伴う副産物	造成等の施工	別表第 3 1 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
メタン	廃棄物の存在・分解	<p>1 調査すべき情報 対象事業に係る最終処分場において処分する廃棄物の組成</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 対象事業実施区域</p> <p>3 予測対象時期等 事業活動が定常状態となる時期</p>
文化財	最終処分場の存在（土地の改変）	別表第 3 1 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
<p>備考</p> <p>1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p>			

- 2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- 4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。
- 5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第 4 3 ごみ焼却施設又は産業廃棄物焼却施設の設置又は変更の事業に係る参考手法 (第 7 条関係)

参 考 項 目		参 考 手 法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調 査 の 手 法	予 測 の 手 法
硫黄酸化物	施設の稼働 (排出ガス)	1 調査すべき情報 (1) 二酸化硫黄の濃度の状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報 (次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。) の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 二酸化硫黄の濃度の状況 環境基準において定められた二酸化硫黄に係る大気汚染についての測定の方法 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則第 1 条の 2 の表第 1 号トに規定する風の観測の方法 (気象庁が観測した場合に限る。) 又は同規則第 1 条の 3 の表第 6 号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法 3 調査地域 硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえ、硫黄酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における硫黄酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 季節ごとにそれぞれ 1 週間	1 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算 2 予測地域 調査地域のうち、硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて硫黄酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における硫黄酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 施設の稼働が定常の運転状態となる時期及び硫黄酸化物に係る環境影響が最大となる時期
窒素酸化物	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報 (次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。) の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則第 1 条の 2 の表第 1 号トに規定する風の観測の方法 (気象庁が観測した場合に限る。) 又は同規則第 1 条の 3 の表第 6 号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法 3 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 (1) 建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに廃棄物の搬出入 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期 (2) 施設の稼働 季節ごとにそれぞれ 1 週間	1 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算 2 予測地域 調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 (1) 建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期 (2) 施設の稼働及び廃棄物の搬出入 施設の稼働が定常の運転状態となる時期及び窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	施設の稼働 (排出ガス)		
	廃棄物の搬出入		
浮遊粒子状物質	施設の稼働 (排出ガス)	1 調査すべき情報 (1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報 (次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。) の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 浮遊粒子状物質に係る環境基準に規定する浮遊粒子状物質の測定の方法 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則第 1 条の 2 の表第 1 号トに規定する風の観測の方法 (気象庁が観測した場合に限る。) 又は同令第 1 条の 3 の表第 6 号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法 3 調査地域 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点	1 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算 2 予測地域 調査地域のうち、浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて予測地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 施設の稼働が定常の運転状態となる時期及び浮遊粒子状物質に係る環境影響が最大となる時期

		<p>浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 季節ごとにそれぞれ 1 週間</p>	
粉じん等	<p>建設機械の稼働</p> <p>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>廃棄物の搬出入</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 粉じん等の状況 (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 (1) 建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 粉じん等に係る環境影響が最大となる時期 (2) 廃棄物の搬出入 施設の稼働が定常の運転状態となる時期及び粉じん等に係る環境影響が最大となる時期</p>
有害物質	施設の稼働 (排出ガス)	<p>1 調査すべき情報 (1) 有害物質 (塩化水素及びダイオキシン) の濃度の情報 (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報 (次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。) の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 塩化水素の濃度の状況 大気汚染防止法施行規則 (昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号) 第 5 条に基づく別表第 3 の備考 1 に規定する測定の方法 (2) ダイオキシンの濃度の状況 ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル (平成 12 年 6 月環大規第 193 号大気規制課長通知) に定める測定の方法 (3) 気象の状況 気象業務法施行規則第 1 条の 2 の第 1 号トに規定する風の観測の方法 (気象庁が観測した場合に限る。) 又は同規則第 1 条の 3 の表第 6 号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法</p> <p>3 調査地域 有害物質の拡散の特性を踏まえて有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 有害物質の拡散の特性を踏まえて調査地域における有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 季節ごとにそれぞれ 1 週間</p>	<p>1 予測の基本的な手法 大気拡散式に基づく理論計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、有害物質の拡散の特性を踏まえて有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 有害物質の拡散の特性を踏まえて予測地域における有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 施設の稼働が定常の運転状態となる時期及び有害物質に係る環境影響が最大となる時期</p>
騒音	<p>建設機械の稼働</p> <p>施設の稼働 (機械等の稼働)</p> <p>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>廃棄物の搬出入</p>	<p>別表第 40 騒音の部建設機械の稼働及び施設の稼働 (機械等の稼働) の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。</p> <p>1 調査すべき情報 (1) 騒音の状況 (2) 地表面の状況 (3) 道路の沿道の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報 (騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。) の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ</p>	<p>1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地点における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 (1) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 騒音に係る環境影響が最大</p>

		<p>効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>となる時期</p> <p>(2) 廃棄物の搬出入 施設の稼働が定常の運転状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
振動	建設機械の稼働	別表第 4 0 振動の部建設機械の稼働及び施設の稼働（機械等の稼働）の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	施設の稼働（機械等の稼働）		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	<p>1 調査すべき情報 (1) 振動の状況 (2) 地盤の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（振動の状況については、振動規制法施行規則別表第 2 備考 4 及び 7 に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 振動レベルの 80 パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 (1) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 振動に係る環境影響が最大となる時期 (2) 廃棄物の搬出入 施設の稼働が定常の運転状態となる時期及び振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
	廃棄物の搬出入		
悪臭	施設の稼働（排出ガス）	別表第 4 2 悪臭の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の汚れ	施設の稼働（排水）	別表第 4 2 水の汚れの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の濁り	造成工事及び施設の設置工事	<p>1 調査すべき情報 (1) 濁度又は浮遊物質量の状況（河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。） (2) 流れの状況 (3) 土質の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 浮遊物質の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>
水質に係る有害物質	施設の稼働（排水）	<p>1 調査すべき情報 有害物質（ダイオキシンを含む。）の状況及び河川にあっては流量の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（有害物質の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する人の健康の保護に関する項目に係る測定の方法、ダイオキシンの状況については、日本工業規格 K 0 3 1 2 に定める測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 水域の特性及び有害物質の変化の特性を踏まえて有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 水域の特性及び有害物質の変化の特性を踏まえて調査地域における有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び有害物質の変化の特性を踏まえて有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 水域の特性及び有害物質の変化の特性を踏まえて予測地域における有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 焼却施設の稼働が定常の運転状態となる時期及び水質の有害物質に係る環境影響が最大となる時期</p>

		水域の特性及び有害物質の変化の特性を踏まえて調査地域における有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期
重要な地形及び地質	地形改変後の土地及び施設の存在	別表第 3 1 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
土壌汚染	施設の稼働(排出ガス)	別表第 4 0 土壌汚染の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成工事及び施設の設置工事 地形改変後の土地及び施設の存在	別表第 4 2 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地騒音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
重要な種及び群集並びに注目すべき生育地	造成工事及び施設の設置工事 地形改変後の土地及び施設の存在	別表第 3 1 重要な種及び群集並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
地域を特徴づける生態系	造成工事及び施設の設置工事 地形改変後の土地及び施設の存在	別表第 3 1 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変後の土地及び施設の存在	別表第 3 1 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	地形改変後の土地及び施設の存在	別表第 3 1 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
廃棄物	廃棄物の発生	別表第 4 0 廃棄物の部廃棄物の発生の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
建設工事に伴う副産物	造成工事及び施設の設置工事	別表第 3 1 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
二酸化炭素	施設の稼働(排出ガス)	別表第 4 0 二酸化炭素の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
文化財	地形改変後の土地及び施設の存在	別表第 3 1 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。

備考

- 1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- 4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。
- 5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第 4 4 し尿処理施設の設置又は変更の事業に係る参考手法（第 7 条関係）

参 考 項 目		参 考 手 法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調 査 の 手 法	予 測 の 手 法
窒素酸化物	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 (2) 気象の状況	1 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 101 号）第 1 条の 2 の表第 1 号トに規定する風の観測の方法（気象庁が観測した場合に限る。）又は同規則第 1 条の 3 の表第 6 号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法	2 予測地域 調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
	し尿等の搬出入	3 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 (1) 建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期 (2) し尿等の搬出入 季節ごとにそれぞれ 1 週間	3 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 (1) 建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期 (2) し尿等の搬出入 施設の稼働が定常の運転状態となる時期及び窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期
粉じん等	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 (1) 粉じん等の状況 (2) 気象の状況	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	2 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
	し尿等の搬出入	4 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	3 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 (1) 建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 粉じん等に係る環境影響が最大となる時期 (2) し尿等の搬出入 施設の稼働が定常の運転状態となる時期及び粉じん等に係る環境影響が最大となる時期
騒音	建設機械の稼働	別表第 4 0 騒音の部建設機械の稼働及び施設の稼働（機械等の稼働）の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	施設の稼働		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	1 調査すべき情報 (1) 騒音の状況 (2) 道路の沿道の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ	1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算 2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 (1) 資材及び機械の運搬に用い
	し尿等の搬出入		

		効果的に把握できる地点 5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	る車両の運行 騒音に係る環境影響が最大となる時期 (2) し尿等の搬出入 施設の稼働が定常の運転状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大となる時期
振動	建設機械の稼働	別表第 4 0 振動の部建設機械の稼働及び施設の稼働（機械等の稼働）の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	施設の稼働		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	1 調査すべき情報 (1) 振動の状況 (2) 地盤の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（振動の状況については、振動規制法施行規則別表第 2 備考 4 及び 7 に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 振動レベルの 80 パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算 2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 (1) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 振動に係る環境影響が最大となる時期 (2) し尿等の搬出入 施設の稼働が定常の運転状態となる時期及び振動に係る環境影響が最大となる時期
	し尿等の搬出		
悪臭	施設の稼働	別表第 4 2 悪臭の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の汚れ	施設の稼働	別表第 4 2 水の汚れの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の濁り	造成工事及び処理施設の設置工事	別表第 4 3 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
富栄養化	施設の稼働	別表第 4 2 富栄養化の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地下水に係る水質	施設の稼働	1 調査すべき情報 地下水の水質に係る硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（地下水の水質に係る硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の状況については、地下水の水質汚濁に係る環境基準に規定する測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 地下水の水質の特性を踏まえて地下水中の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 地下水の水質の特性を踏まえて調査地域における地下水中の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 地下水の水質の特性を踏まえて調査地域における地下水中の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、地下水の水質の特性を踏まえて地下水中の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 地下水の水質の特性を踏まえて予測地域における地下水中の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 地下水中の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る環境影響が定常状態になる時期
重要な地形及び地質	地形改変後の土地及び施設の存在	別表第 3 1 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成工事及び処理施設の設置工事	別表第 4 2 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	地形改変後の土地及び施設の存在		
重要な種及び群落並び	造成工事及び処理施設	1 調査すべき情報 (1) 種子植物その他主な陸生植物及び水生植物に係る植物	1 予測の基本的な手法 植物の重要な種及び群落並び

に注目すべき生育地	の設置工事	相、群落並びにけい藻類などの群集の状況 (2) 植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 (3) 注目すべき生育地の分布並びに当該生育地が注目される理由である植物の種の生育の状況及び生育環境の状況	に注目すべき生育地について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測対象時期等 植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を的確に把握できる時期
	地形改変後の土地及び施設の有無	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域 4 調査地点 植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 5 調査期間等 植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	

地域を特徴づける生態系	造成工事及び処理施設の設置工事 地形改変後の土地及び施設の有無	別表第 3 1 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
-------------	------------------------------------	---------------------------------------

主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変後の土地及び施設の有無	別表第 3 1 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
------------------------	-----------------	--

主要な人と自然との触れ合いの活動の場	地形改変後の土地及び施設の有無	別表第 3 1 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
--------------------	-----------------	--

廃棄物	廃棄物の発生	別表第 4 0 廃棄物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
-----	--------	-------------------------------

建設工事に伴う副産物	造成工事及び処理施設の設置工事	別表第 3 1 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
------------	-----------------	--------------------------------------

文化財	地形改変後の土地及び施設の有無	別表第 3 1 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
-----	-----------------	-------------------------------

備考

- 1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 3 この表において「注目すべき生育地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生育地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生育地及び生育地をいう。
- 4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。
- 5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第 4 5 公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る参考手法（第 7 条関係）

参 考 項 目		参 考 手 法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調 査 の 手 法	予 測 の 手 法
窒素酸化物	堤防及び護岸の工事	別表第 3 3 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	埋立ての工事		
粉じん等	堤防及び護岸の工事	別表第 3 1 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	埋立ての工事		
騒音	堤防及び護岸の工事	1 調査すべき情報 (1) 騒音の状況 (2) 地表面の状況 (3) 工事用の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（工事用の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算 2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地点における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 騒音に係る環境影響が最大となる時期
	埋立ての工事		
振動	堤防及び護岸の工事	別表第 3 3 振動の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	埋立ての工事		
水象に係る流向及び流速	埋立地又は干拓地の存在	1 調査すべき情報 水域に係る流向及び流速に関する水象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 水象の特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 水象の特性を踏まえて調査地域における流向及び流速に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 水象の特性を踏まえて調査地域における流向及び流速に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、水象の特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 水象の特性を踏まえて予測地域における流向及び流速に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 水象の特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を的確に把握できる時期
水の汚れ	埋立地又は干拓地の存在	1 調査すべき情報 (1) 河川にあっては生物化学的酸素要求量の状況（当該調査時における流量の状況を含む。）、海域又は湖沼にあっては化学的酸素要求量の状況 (2) 流れの状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて、水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するた	1 予測の基本的な手法 生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析 2 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえ予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等

		めに必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	埋立てにあっては、護岸の工事及び埋立ての工事、干拓にあっては干拓の工事がしゅん工した時期
水の濁り	堤防及び護岸の工事	別表第 4 3 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	埋立ての工事		
重要な地形及び地質	埋立地又は干拓地の存在	別表第 3 1 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）	堤防及び護岸の工事	別表第 4 0 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	埋立ての工事		
	埋立地又は干拓地の存在		
海域に生息する動物	堤防及び護岸の工事	別表第 4 0 海域に生息する動物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	埋立ての工事		
	埋立地又は干拓地の存在		
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地（海域に生育するものを除く。）	堤防及び護岸の工事	別表第 3 1 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	埋立ての工事		
	埋立地又は干拓地の存在		
海域に生育する植物	堤防及び護岸の工事	別表第 4 0 海域に生育する植物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	埋立ての工事		
	埋立地又は干拓地の存在		
地域を特徴づける生態系	堤防及び護岸の工事	別表第 3 1 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	埋立ての工事		
	埋立地又は干拓地の存在		
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	埋立地又は干拓地の存在	別表第 3 1 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	堤防及び護岸の工事	別表第 3 1 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	埋立ての工事		
	埋立地又は干拓地の存在		

建設工事に伴う副産物	堤防及び護岸の工事	別表第 3 1 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
文化財	埋立地又は干拓地の存在	別表第 3 1 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。 2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。 3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。 4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。 5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。 8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。 		

別表第46 土地区画整理事業に係る参考手法（第7条関係）

参 考 項 目		参 考 手 法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調 査 の 手 法	予 測 の 手 法
窒素酸化物	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則（昭和27年運輸省令第101号）第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法（気象庁が観測した場合に限る。）又は同規則第1条の3の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法 3 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期または時間帯	1 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算 2 予測地域 調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 (1) 建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期 (2) 自動車の走行 供用開始後定常状態となる時期及び窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
粉じん等	建設機械の稼働	別表第31粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
騒音	建設機械の稼働	別表第31騒音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
振動	建設機械の稼働	別表第36振動の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	1 調査すべき情報 (1) 振動の状況 (2) 地盤の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（振動の状況については、振動規制法施行規則別表第2備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 振動レベルの80パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算 2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 (1) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 振動に係る環境影響が最大となる時期 (2) 自動車の走行 供用開始後定常状態となる時期及び振動に係る環境影響が最大となる時期
	自動車の走行		
水象に係る流量、流速	雨水の排水	別表第31水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	

等	敷地の存在 (土地の改変)		
水の汚れ	建造物の存在	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査すべき情報 生物化学的酸素要求量の状況（河川にあっては、その調査時における流量の状況） 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（生物化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する生物化学的酸素要求量の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 5 調査期間等 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期 	<ol style="list-style-type: none"> 1 予測の基本的な手法 生物化学的酸素要求量の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析 2 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 汚れに係る環境影響が定常状態となる時期
水の濁り	雨水の排水	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査すべき情報 (1) 濁度又は浮遊物質量の状況 (2) 流量の状況 (3) 土質の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期 	<ol style="list-style-type: none"> 1 予測の基本的な手法 浮遊物質の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析 2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 水の濁りに係る環境影響が最大となる時期
地下水に係る水位、流向等	敷地の存在 (土地の改変)	別表第 3 1 地下水に係る水位、流向等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な地形及び地質	敷地の存在 (土地の改変)	別表第 3 1 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成工事及び工作物の設置工事 敷地の存在 (土地の改変)	別表第 4 2 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成工事及び工作物の設置工事 敷地の存在 (土地の改変)	別表第 3 1 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地域を特徴づける生態系	造成工事及び工作物の設置工事 敷地の存在 (土地の改変)	別表第 3 1 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	敷地の存在 (土地の改変) 建造物の存在	別表第 3 1 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	

	在	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	敷地の存在 (土地の改変)	別表第 3 1 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	建造物の存在	
建設工事に伴う副産物	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 3 1 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
文化財	敷地の存在 (土地の改変)	別表第 3 1 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
備考		
<p>1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。</p> <p>4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。</p> <p>5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。</p> <p>6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。</p> <p>7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p> <p>8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。</p>		

別表第 4 7 新住宅市街地開発事業に係る参考手法（第 7 条関係）

参 考 項 目		参 考 手 法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調 査 の 手 法	予 測 の 手 法
窒素酸化物	建設機械の稼働	別表第 4 6 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
粉じん等	建設機械の稼働	別表第 3 1 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
騒音	建設機械の稼働	別表第 3 1 騒音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
振動	建設機械の稼働	別表第 3 6 振動の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。 別表第 4 6 振動の部資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに自動車の走行の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
水象に係る流量、流速等	雨水の排水	別表第 3 1 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	敷地の存在（土地の改変）		
水の汚れ	建造物の存在	別表第 4 6 水の汚れの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の濁り	雨水の排水	別表第 4 6 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地下水に係る水位、流向等	敷地の存在（土地の改変）	別表第 3 1 地下水に係る水位、流向等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な地形及び地質	敷地の存在（土地の改変）	別表第 3 1 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群落並びに注目すべき生息地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 4 2 重要な種及び群落並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	敷地の存在（土地の改変）		
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 3 1 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	敷地の存在（土地の改変）		

地域を特徴づける生態系	造成工事及び工作物の設置工事 敷地の存在(土地の改変)	別表第 3 1 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	敷地の存在(土地の改変) 建造物の存在	別表第 3 1 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	敷地の存在(土地の改変) 建造物の存在	別表第 3 1 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
建設工事に伴う副産物	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 3 1 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
文化財	敷地の存在(土地の改変)	別表第 3 1 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。 2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。 3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。 4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。 5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。 8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。 		

別表第 4 8 工業団地の造成の事業に係る参考手法（第 7 条関係）

参 考 項 目		参 考 手 法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調 査 の 手 法	予 測 の 手 法
硫黄酸化物	工場の稼働	別表第 4 3 硫黄酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
窒素酸化物	建設機械の稼働	別表第 3 3 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	資材等の搬出入		
	工場の稼働	<ol style="list-style-type: none"> 調査すべき情報 <ol style="list-style-type: none"> 二酸化窒素の濃度の状況 気象の状況 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集 <ol style="list-style-type: none"> 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法 気象の状況 気象業務法施行規則第 1 条の 2 の表第 1 号トに規定する風の観測の方法（気象庁が観測した場合に限る。）又は同規則第 1 条の 3 の表第 6 号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 調査期間等 季節ごとにそれぞれ 1 週間 	<ol style="list-style-type: none"> 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算 予測地域 調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響認められる地域 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点 予測対象時期等 施設の稼働が定常の運転状態となる時期及び窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期
浮遊粒子状物質	工場の稼働	別表第 4 3 浮遊粒子状物質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
粉じん等	建設機械の稼働	別表第 3 1 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
騒音	建設機械の稼働	<ol style="list-style-type: none"> 調査すべき情報 <ol style="list-style-type: none"> 騒音の状況 地表面の状況 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 <ol style="list-style-type: none"> 建設機械の稼働 騒音の状況については、騒音規制法第 1 5 条第 1 項の規定による特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準において定められた騒音についての測定の方法 工場の稼働 騒音の状況については、環境基準において定められた騒音についての測定の方法 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯 	<ol style="list-style-type: none"> 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく計算 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地点における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 予測対象時期等 <ol style="list-style-type: none"> 建設機械の稼働 騒音に係る環境影響が最大となる時期 工場の稼働 工場の稼働が定常状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大となる時期
	工場の稼働		
		資材及び機械の運搬に	別表第 4 0 騒音の部工事用資材等の搬出入及び資材等の搬出入の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。

	用いる車両の運行	
	資材等の搬出入	
振動	建設機械の稼働	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査すべき情報 地盤の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期
	工場の稼働	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第 4 0 振動の部工事用資材等の搬出入及び資材等の搬出入の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	資材等の搬出入	
水象に係る流量、流速等	雨水の排水	別表第 3 1 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	敷地の存在(土地の改変)	
水の汚れ	工場の稼働	別表第 4 6 水の汚れの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
水の濁り	雨水の排水	別表第 4 6 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
地下水に係る水位、流向等	敷地の存在(土地の改変)	別表第 3 1 の部地下水に係る水位、流向等参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
地下水に係る水質	工場の稼働	別表第 4 2 地下水に係る水質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
重要な地形及び地質	敷地の存在(土地の改変)	別表第 3 1 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
重要な種及び群落並びに注目すべき生息地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 4 2 重要な種及び群落並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	敷地の存在(土地の改変)	
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 3 1 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	敷地の存在(土地の改変)	
地域を特徴づける生態系	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 3 1 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	敷地の存在(土地の改変)	
主要な眺望点及び景観資源並びに	敷地の存在(土地の改変)	別表第 3 1 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。

主要な眺望 景観	構造物の存在	
主要な人と 自然との触 れ合いの活 動の場	敷地の存在 (土地の改 変)	別表第 3 1 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	構造物の存在	
廃棄物	工場の稼働	別表第 4 0 廃棄物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
建設工事に 伴う副産物	造成工事及 び工作物の 設置工事	別表第 3 1 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
文化財	敷地の存在 (土地の改 変)	別表第 3 1 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。

備考

- 1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- 4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。
- 5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第 4 9 新都市基盤整備事業に係る参考手法（第 7 条関係）

参 考 項 目		参 考 手 法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調 査 の 手 法	予 測 の 手 法
窒素酸化物	建設機械の稼働	別表第 4 6 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
粉じん等	建設機械の稼働	別表第 3 1 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
騒音	建設機械の稼働	別表第 3 1 騒音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
振動	建設機械の稼働	別表第 3 6 振動の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。 別表第 4 6 振動の部資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに自動車の走行の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
水象に係る流量、流速等	雨水の排水	別表第 3 1 の部水象に係る流量、流速等参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	敷地の存在（土地の改変）		
水の汚れ	構造物の存在	別表第 4 6 水の汚れの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の濁り	雨水の排水	別表第 4 6 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地下水に係る水位、流向等	敷地の存在（土地の改変）	別表第 3 1 の部地下水に係る水位、流向等参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な地形及び地質	敷地の存在（土地の改変）	別表第 3 1 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 4 2 の部重要な種及び群集並びに注目すべき生息地参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	敷地の存在（土地の改変）		
重要な種及び群集並びに注目すべき生育地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 3 1 の部重要な種及び群集並びに注目すべき生育地参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	敷地の存在（土地の改変）		

地域を特徴づける生態系	造成工事及び工作物の設置工事 敷地の存在(土地の改変)	別表第 3 1 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	敷地の存在(土地の改変) 建造物の存在	別表第 3 1 の部主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	敷地の存在(土地の改変) 建造物の存在	別表第 3 1 の部主要な人と自然との触れ合いの活動の場参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
建設工事に伴う副産物	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 3 1 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
文化財	敷地の存在(土地の改変)	別表第 3 1 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
備考 1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。 2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。 3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。 4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。 5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。 8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。		

別表第 5 0 流通業務団地造成事業に係る参考手法（第 7 条関係）

参 考 項 目		参 考 手 法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調 査 の 手 法	予 測 の 手 法
窒素酸化物	建設機械の稼働	別表第 3 3 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	資材等の搬出入		
粉じん等	建設機械の稼働	別表第 3 1 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
騒音	建設機械の稼働	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査すべき情報 <ol style="list-style-type: none"> (1) 建設機械の稼働 <ol style="list-style-type: none"> ア 騒音の状況 イ 地表面の状況 (2) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 <ol style="list-style-type: none"> ア 騒音の状況 イ 道路の沿道の状況 (3) 資材等の搬出入 <ol style="list-style-type: none"> ア 騒音の状況 イ 道路の沿道の状況 2 調査の基本的な手法 <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 建設機械の稼働 <p>騒音の状況については、騒音規制法第 1 5 条第 1 項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法</p> (2) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに資材等の搬出入 <p>騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法</p> 3 調査地域 <p>音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> 4 調査地点 <p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> 5 調査期間等 <p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 1 予測の基本的な手法 <p>音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> 2 予測地域 <p>調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> 3 予測地点 <p>音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> 4 予測対象時期等 <p>騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	資材等の搬出入		
振動	建設機械の稼働	別表第 3 6 振動の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	資材等の搬出入		
水象に係る流量、流速等	雨水の排水	別表第 3 1 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	敷地の存在（土地の改変）		
水の汚れ	構造物の存在	別表第 4 6 水の汚れの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の濁り	雨水の排水	別表第 4 6 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	

地下水に係る水位、流向等	敷地の存在 (土地の改変)	別表第 3 1 地下水に係る水位、流向等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
重要な地形及び地質	敷地の存在 (土地の改変)	別表第 3 1 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成工事及び工作物の設置工事 敷地の存在 (土地の改変)	別表第 4 2 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成工事及び工作物の設置工事 敷地の存在 (土地の改変)	別表第 3 1 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
地域を特徴づける生態系	造成工事及び工作物の設置工事 敷地の存在 (土地の改変)	別表第 3 1 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	敷地の存在 (土地の改変) 建造物の存在	別表第 3 1 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	敷地の存在 (土地の改変) 建造物の存在	別表第 3 1 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
建設工事に伴う副産物	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 3 1 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
文化財	敷地の存在 (土地の改変)	別表第 3 1 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。

備考

- 1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- 4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。
- 5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第 5 1 住宅団地の造成の事業に係る参考手法（第 7 条関係）

参 考 項 目		参 考 手 法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調 査 の 手 法	予 測 の 手 法
窒素酸化物	建設機械の稼働	別表第 4 6 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
粉じん等	建設機械の稼働	別表第 3 1 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
騒音	建設機械の稼働	別表第 3 1 騒音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
振動	建設機械の稼働	別表第 3 6 振動の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。 別表第 4 6 振動の部資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに自動車の走行の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
水象に係る流量、流速等	雨水の排水	別表第 3 1 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	敷地の存在（土地の改変）		
水の汚れ	構造物の存在	別表第 4 6 水の汚れの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の濁り	雨水の排水	別表第 4 6 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
富栄養化	構造物の存在	1 調査すべき情報 全窒素及び全磷の濃度の状況（河川にあっては、その調査時における流量の状況） 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（全窒素及び全磷の濃度の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する全窒素及び全磷の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 全窒素及び全磷の拡散の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 全窒素及び全磷の拡散の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 全窒素及び全磷の拡散の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、全窒素及び全磷の拡散の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 全窒素及び全磷の拡散の特性を踏まえて予測地域における富栄養化に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 事業活動が定常状態となる時期及び富栄養化に係る環境影響が最大となる時期
地下水に係る水位、流向等	敷地の存在（土地の改変）	別表第 3 1 地下水に係る水位、流向等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	

重要な地形及び地質	敷地の存在 (土地の改変)	別表第 3 1 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成工事及び工作物の設置工事 敷地の存在 (土地の改変)	別表第 4 2 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成工事及び工作物の設置工事 敷地の存在 (土地の改変)	別表第 4 4 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
地域を特徴づける生態系	造成工事及び工作物の設置工事 敷地の存在 (土地の改変)	別表第 3 1 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	敷地の存在 (土地の改変) 建造物の存在	別表第 3 1 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	敷地の存在 (土地の改変) 建造物の存在	別表第 3 1 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
建設工事に伴う副産物	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 3 1 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
文化財	敷地の存在 (土地の改変)	別表第 3 1 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。

備考

- 1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- 4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。
- 5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第 5 2 農用地の造成の事業に係る参考手法（第 7 条関係）

参 考 項 目		参 考 手 法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調 査 の 手 法	予 測 の 手 法
窒素酸化物	建設機械の稼働	別表第 3 3 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
粉じん等	建設機械の稼働	別表第 3 1 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
騒音	建設機械の稼働	別表第 3 8 騒音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
振動	建設機械の稼働	別表第 3 6 振動の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。 別表第 3 8 振動の部資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
水象に係る流量、流速等	農用地の存在（土地の改変）	別表第 3 1 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の濁り	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 4 6 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地下水に係る水位、流向等	農用地の存在（土地の改変）	別表第 3 1 地下水に係る水位、流向等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地下水に係る水質	農用地の使用	別表第 4 4 地下水に係る水質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な地形及び地質	農用地の存在（土地の改変）	別表第 3 1 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 4 2 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	農用地の存在（土地の改変）		
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 3 1 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	農用地の存在（土地の改変）		
地域を特徴づける生態系	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 3 1 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	農用地の存在（土地の改変）		

主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	農用地の存在（土地の改変）	別表第 3 1 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	農用地の存在（土地の改変）	別表第 3 1 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
建設工事に伴う副産物	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 3 1 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
文化財	農用地の存在（土地の改変）	別表第 3 1 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。

備考

- 1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- 4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。
- 5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第 5 3 スポーツ施設等の設置又は変更の事業に係る参考手法（第 7 条関係）

参 考 項 目		参 考 手 法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調 査 の 手 法	予 測 の 手 法
窒素酸化物	建設機械の稼働	別表第 4 6 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
粉じん等	建設機械の稼働	別表第 3 1 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
騒音	建設機械の稼働	別表第 3 1 騒音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
振動	建設機械の稼働	別表第 3 6 振動の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。 別表第 4 6 振動の部資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに自動車の走行の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
水象に係る流量、流速等	雨水の排水	別表第 3 1 の部水象に係る流量、流速等参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	地形変更後の土地及び工作物の存在		
水の汚れ	施設の利用	別表第 4 6 水の汚れの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の濁り	雨水の排水	別表第 4 6 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
富栄養化	施設の利用	別表第 5 1 富栄養化の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地下水に係る水位、流向等	地形変更後の土地及び工作物の存在	別表第 3 1 地下水に係る水位、流向等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な地形及び地質	地形変更後の土地及び工作物の存在	別表第 3 1 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 4 2 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	地形変更後の土地及び工作物の存在		
重要な種及び群集並び	造成工事及び工作物の	別表第 4 4 重要な種及び群集並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	

に注目すべき生育地	設置工事 地形改変後の土地及び工作物の存在	
地域を特徴づける生態系	造成工事及び工作物の設置工事 地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第 3 1 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第 3 1 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第 3 1 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
建設工事に伴う副産物	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 3 1 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
文化財	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第 3 1 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
備考 1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。 2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。 3 この表において「注目すべき生育地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生育地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生育地及び生育地をいう。 4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。 5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。 8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。		

別表第 5 4 ゴルフ場の設置又は変更の事業に係る参考手法（第 7 条関係）

参 考 項 目		参 考 手 法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調 査 の 手 法	予 測 の 手 法
窒素酸化物	建設機械の稼働	別表第 4 6 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
粉じん等	建設機械の稼働	別表第 3 1 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
騒音	建設機械の稼働	別表第 3 1 騒音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
振動	建設機械の稼働	別表第 3 6 振動の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。 別表第 4 6 振動の部資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに自動車の走行の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
水象に係る流量、流速等	雨水の排水	別表第 3 1 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	地形変更後の土地及び工作物の存在		
水の汚れ	施設の利用	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査すべき情報 <ol style="list-style-type: none"> (1) 生物化学的酸素要求量の状況 (2) 農薬の濃度の状況 (3) 全窒素及び全リンの濃度の状況 (4) 放流河川の流量の状況 (5) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 生物化学的酸素要求量並びに全窒素及び全リンの濃度の状況 <p>水質汚濁に係る環境基準に規定する測定の方法</p> (2) 農薬の濃度の状況 <p>ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について（平成 2 年環水土第 7 7 号環境庁水質保全局長通知）に定める測定の方法</p> 3 調査地域 <p>流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> 4 調査地点 <p>流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> 5 調査期間等 <p>流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するた</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 1 予測の基本的な手法 <p>生物化学的酸素要求量及び使用農薬並びに使用肥料の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> 2 予測地域 <p>調査地域のうち、流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> 3 予測地点 <p>流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> 4 予測対象時期等 <p>水の汚れに係る環境影響が定常状態となる時期</p>

		めに適切かつ効果的な期間及び時期	
水の濁り	雨水の排水	別表第 4 6 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地下水に係る水位、流向等	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第 3 1 の部地下水に係る水位、流向等参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地下水に係る水質	施設の利用	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査すべき情報 地下水の農薬濃度の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（地下水の農薬濃度の状況については、ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針についてに定める測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 地下水の水質の特性を踏まえて農薬に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 地下水の水質の特性を踏まえて調査地域における農薬に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 地下水の水質の特性を踏まえて調査地域における農薬に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期 	<ol style="list-style-type: none"> 1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、地下水の水質の特性を踏まえて農薬に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 地下水の水質の特性を踏まえて予測地域における農薬に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 農薬による地下水の水質への環境影響が最大となる時期
重要な地形及び地質	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第 3 1 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 4 2 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	地形改変後の土地及び工作物の存在		
重要な種及び群集並びに注目すべき生育地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 4 4 重要な種及び群集並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	地形改変後の土地及び工作物の存在		
地域を特徴づける生態系	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 3 1 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	地形改変後の土地及び工作物の存在		
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第 3 1 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第 3 1 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
建設工事に伴う副産物	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 3 1 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
文化財	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第 3 1 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
備考			

- 1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- 4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。
- 5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第 5 5 下水道終末処理場の設置又は変更の事業に係る参考手法（第 7 条関係）

参 考 項 目		参 考 手 法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調 査 の 手 法	予 測 の 手 法
窒素酸化物	建設機械の稼働	別表第 3 3 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
粉じん等	建設機械の稼働	別表第 3 1 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
騒音	建設機械の稼働	別表第 4 0 騒音の部建設機械の稼働及び施設の稼働（機械の稼働）の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	施設の稼働		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	1 調査すべき情報 (1) 騒音の状況 (2) 道路の沿道の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算 2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 騒音に係る環境影響が最大となる時期
振動	建設機械の稼働	別表第 4 0 振動の部建設機械の稼働及び施設の稼働（機械の稼働）の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	施設の稼働		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第 4 0 振動の部工事事用資材等の搬出入及び資材等の搬出入の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
悪臭	施設の稼働	別表第 4 2 悪臭の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の汚れ	施設の稼働	別表第 4 2 水の汚れの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の濁り	造成工事及び処理施設の設置工事	別表第 4 3 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
富栄養化	施設の稼働	別表第 4 2 富栄養化の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な地形及び地質	地形改変後の土地及び施設の存在	別表第 3 1 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成工事及び処理施設の設置工事	別表第 4 2 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	地形改変後の土地及び施設の存在		
重要な種及び群落並び	造成工事及び処理施設	別表第 4 4 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	

に注目すべき生育地	の設置工事 地形改変後の土地及び施設の存在	
地域を特徴づける生態系	造成工事及び処理施設の設置工事 地形改変後の土地及び施設の存在	別表第 3 1 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変後の土地及び施設の存在	別表第 3 1 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	地形改変後の土地及び施設の存在	別表第 3 1 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
廃棄物	廃棄物の発生	別表第 4 0 廃棄物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
建設工事に伴う副産物	造成工事及び処理施設の設置工事	別表第 3 1 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
文化財	地形改変後の土地及び施設の存在	別表第 3 1 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
備考 1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。 2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。 3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。 4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。 5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。 8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。		

別表第 5 6 工場等の設置又は変更の事業に係る参考手法（第 7 条関係）

参 考 項 目		参 考 手 法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調 査 の 手 法	予 測 の 手 法
硫黄酸化物	工場等の稼働	1 調査すべき情報 (1) 二酸化硫黄の濃度の状況 (2) 気象の状況	1 予測の基本的な手法 大気拡散式に基づく理論計算 2 予測地域 調査地域のうち、硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて硫黄酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における硫黄酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 工場等の稼働が定常状態となる時期及び硫黄酸化物に係る環境影響が最大となる時期
		2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 二酸化硫黄の濃度の状況 環境基準において定められた二酸化硫黄に係る大気汚染についての測定の方法 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則第 1 条の 2 の表第 1 号トに規定する風の観測の方法（気象庁が観測した場合に限る。）又は同規則第 1 条の 3 の表第 6 号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法	
		3 調査地域 硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえ、硫黄酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	
		4 調査地点 硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における硫黄酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	
		5 調査期間等 季節ごとにそれぞれ 1 週間	
窒素酸化物	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 (2) 気象の状況	1 予測の基本的な手法 大気拡散式に基づく理論計算 2 予測地域 調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 (1) 建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の走行並びに資材等の搬出入 窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期 (2) 工場等の稼働 工場等の稼働が定常状態となる時期及び窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期
	資材及び機械の運搬に用いる車両の走行	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則第 1 条の 2 の表第 1 号トに規定する風の観測の方法（気象庁が観測した場合に限る。）又は同規則第 1 条の 3 の表第 6 号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法	
	資材等の搬出入	3 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	
	工場等の稼働	4 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	
		5 調査期間等 (1) 建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の走行並びに資材等の搬出入 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期または時間帯 (2) 工場等の稼働 季節ごとにそれぞれ 1 週間	
浮遊粒子状物質	工場等の稼働	1 調査すべき情報 (1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 (2) 気象の状況	1 予測の基本的な手法 大気拡散式に基づく理論計算 2 予測地域 調査地域のうち、浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて予測地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 工場等の稼働が定常状態となる時期及び浮遊粒子状物質に係る環境影響が最大となる時期
2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 浮遊粒子状物質に係る環境基準に規定する浮遊粒子状物質の測定の方法 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則第 1 条の 2 の表第 1 号トに規定する風の観測の方法（気象庁が観測した場合に限る。）又は同規則第 1 条の 3 の表第 6 号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法			
3 調査地域 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域			
4 調査地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点			

		<p>4 調査地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 季節ごとにそれぞれ 1 週間</p>	
粉じん等	建設機械の稼働	別表第 3 1 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
騒音	建設機械の稼働	<p>1 調査すべき情報 (1) 騒音の状況 (2) 地表面の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>(1) 建設機械の稼働 騒音の状況については、騒音規制法第 15 条第 1 項の規定による特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準において定められた騒音についての測定の方法</p> <p>(2) 工場等の稼働 騒音の状況については、環境基準において定められた騒音についての測定の方法</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地点における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 (1) 建設機械の稼働 騒音に係る環境影響が最大となる時期 (2) 工場等の稼働 工場等の稼働が定常状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
	工場等の稼働		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第 4 0 騒音の部工事事用資材等の搬出入及び資材等の搬出入の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材等の搬出入		
振動	建設機械の稼働	<p>1 調査すべき情報 地盤の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期 (1) 建設機械の稼働 振動に係る環境影響が最大となる時期 (2) 工場等の稼働 工場等の稼働が定常状態となる時期及び振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
	工場等の稼働		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第 4 0 振動の部工事事用資材等の搬出入及び資材等の搬出入の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材等の搬出入		
水の汚れ	工場等の稼働	別表第 4 6 水の汚れの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の濁り	造成工事及び工作物の	別表第 4 6 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	

	建設		
地下水に係る水位、流向等	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第 3 1 地下水に係る水位、流向等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地下水に係る水質	工場等の稼働	別表第 4 2 地下水に係る水質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な地形及び地質	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第 3 1 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成工事及び工作物の建設	別表第 4 2 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	地形改変後の土地及び工作物の存在		
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成工事及び工作物の建設	別表第 3 1 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	地形改変後の土地及び工作物の存在		
地域を特徴づける生態系	造成工事及び工作物の建設	別表第 3 1 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	地形改変後の土地及び工作物の存在		
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第 3 1 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第 3 1 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
廃棄物	廃棄物の発生	別表第 4 0 廃棄物の部廃棄物の発生の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
建設工事に伴う副産物	造成工事及び工作物の建設	別表第 3 1 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
二酸化炭素	工場等の稼働		1 予測の基本的な手法 施設の稼働に伴い発生する二酸化炭素の排出量の把握 2 予測地域 対象事業実施区域 3 予測の対象時期又は時間帯 工場等の稼働が定常の状態となる時期及び二酸化炭素に係る環境影響が最大となる時期
文化財	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第 3 1 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	

備考

- 1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。

- 4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。
- 5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第 5 7 豚房施設の設置又は変更の事業に係る参考手法（第 7 条関係）

参 考 項 目		参 考 手 法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調 査 の 手 法	予 測 の 手 法
窒素酸化物	建設機械の稼働	別表第 3 3 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
粉じん等	建設機械の稼働	別表第 3 1 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
騒音	建設機械の稼働	別表第 3 8 騒音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
振動	建設機械の稼働	別表第 3 6 振動の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。 別表第 3 8 振動の部資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
悪臭	畜舎の供用	別表第 4 2 悪臭の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の汚れ	畜舎の供用	別表第 4 6 水の汚れの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の濁り	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 4 6 水の濁りの部雨水の排水の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。 1 調査すべき情報 浮遊物質の状況（河川にあっては、その調査時における流量の状況） 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（浮遊物質の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	
	畜舎の供用		
富栄養化	畜舎の供用	別表第 5 1 富栄養化の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地下水に係る水質	畜舎の供用	別表第 4 2 地下水に係る水質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な地形及び地質	敷地及び畜舎の存在（土地の変更を含む。）	別表第 3 1 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 4 2 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	敷地及び畜舎の存在		

	(土地の改変を含む。)		
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成工事及び工作物の設置工事 敷地及び畜舎の存在(土地の改変を含む。)	別表第 4 4 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地域を特徴づける生態系	造成工事及び工作物の設置工事 敷地及び畜舎の存在(土地の改変を含む。)	別表第 3 1 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	敷地及び畜舎の存在(土地の改変を含む。)	別表第 3 1 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	敷地及び畜舎の存在(土地の改変を含む。)	別表第 3 1 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
廃棄物	畜舎の供用		1 予測の基本的な手法 廃棄物の種類ごとの排出及び処分の状況の把握 2 予測地域 対象事業実施区域 3 予測対象時期等 事業活動が定常の状態となる時期及び廃棄物に係る環境影響が最大となる時期
建設工事に伴う副産物	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 3 1 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
文化財	敷地及び畜舎の存在(土地の改変を含む。)	別表第 3 1 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
備考 1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。 2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。 3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。 4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。 5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。 8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。			

別表第 5 8 岩石等の採取の事業又は採取の規模の変更の事業に係る参考手法（第 7 条関係）

参 考 項 目		参 考 手 法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調 査 の 手 法	予 測 の 手 法
窒素酸化物	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 101 号）第 1 条の 2 の表第 1 号トに規定する風の観測の方法（気象庁が観測した場合に限る。）又は同規則第 1 条の 3 の表第 6 号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法 3 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算 2 予測地域 調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 (1) 建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期 (2) プラント及び重機の稼働並びに岩石等の搬出 事業活動が定常状態となる時期及び窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	プラント及び重機の稼働		
	岩石等の搬出		
粉じん等	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 (1) 粉じん等の状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 (1) 建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 粉じん等に係る環境影響が最大となる時期 (2) プラント及び重機の稼働並びに岩石等の搬出 事業活動が定常状態となる時期及び粉じん等に係る環境影響が最大となる時期
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	プラント及び重機の稼働		
	岩石等の搬出		
騒音	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 (1) 騒音の状況 (2) 地表面の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 建設機械の稼働及び重機の稼働 騒音の状況については、騒音規制法第 15 条第 1 項の規定による特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準において定められた騒音についての測定の方法 (2) プラントの稼働 騒音の状況については、環境基準において定められた騒音についての測定の方法 3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環	1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく計算 2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 (1) 建設機械の稼働 建設機械の稼働による騒音に係る環境影響が最大となる時期 (2) プラント及び重機の稼働 事業活動が定常状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大となる時期
	プラント及び重機の稼働		

		境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	<ol style="list-style-type: none"> 調査すべき情報 <ol style="list-style-type: none"> 騒音の状況 道路の沿道の状況 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯 	<ol style="list-style-type: none"> 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく計算 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 予測対象時期等 (1) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 騒音に係る環境影響が最大となる時期 (2) 岩石等の搬出 事業活動が定常状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大となる時期
	岩石等の搬出		
振動	建設機械の稼働	<ol style="list-style-type: none"> 調査すべき情報 地盤の状況 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期 	<ol style="list-style-type: none"> 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点 予測対象時期等 (1) 建設機械の稼働 振動に係る環境影響が最大となる時期 (2) プラント及び重機の稼働 事業活動が定常状態となる時期及び振動に係る環境影響が最大となる時期
	プラント及び重機の稼働		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	<ol style="list-style-type: none"> 調査すべき情報 <ol style="list-style-type: none"> 振動の状況 地盤の状況 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（振動の状況については、振動規制法施行規則別表第 2 備考 4 及び 7 に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯 	<ol style="list-style-type: none"> 予測の基本的な手法 振動レベルの 80 パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点 予測対象時期等 (1) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 振動に係る環境影響が最大となる時期 (2) 岩石等の搬出 事業活動が定常状態となる時期及び振動に係る環境影響が最大となる時期
	岩石等の搬出		
低周波音	岩石等の採取場の存在（土地の改変）	別表第 3 1 低周波音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水象に係る流量、流速等	岩石等の採取場の存在（土地の改変）	別表第 3 1 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の濁り	造成等の施工	<ol style="list-style-type: none"> 調査すべき情報 <ol style="list-style-type: none"> 岩石等の採取場の存在 ア 濁度又は浮遊物質量の状況（河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。） イ 土質の状況 	<ol style="list-style-type: none"> 予測の基本的な手法 浮遊物質の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析 予測地域

	<p>(2) プラント及び重機の稼働濁度又は浮遊物質量の状況（河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。）</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>調査地域のうち、水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 (1) 造成等の施工並びに岩石等の採取場の存在 水の濁りに係る環境影響が最大となる時期 (2) プラント及び重機の稼働 事業活動が定常状態となる時期及び水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>
地下水に係る水位、流向等	岩石等の採取場の存在（土地の改変）	別表第 3 1 地下水に係る水位、流向等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
重要な地形及び地質	岩石等の採取場の存在（土地の改変）	別表第 3 1 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成等の施工 岩石等の採取場の存在（土地の改変）	別表第 4 2 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成等の施工 岩石等の採取場の存在（土地の改変）	別表第 3 1 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
地域を特徴づける生態系	造成等の施工 岩石等の採取場の存在（土地の改変）	別表第 3 1 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	岩石等の採取場の存在（土地の改変）	別表第 3 1 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	岩石等の採取場の存在（土地の改変）	別表第 3 1 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
廃棄物	プラント及び重機の稼働	別表第 4 0 廃棄物の部廃棄物の発生の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
建設工事に伴う副産物	造成等の施工	別表第 3 1 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
文化財	岩石等の採取場の存在（土地の改変）	別表第 3 1 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。

備考

1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は

希少性の観点から重要なものをいう。

- 3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- 4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。
- 5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第 5 9 その他の造成事業に係る参考手法（第 7 条関係）

参 考 項 目		参 考 手 法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調 査 の 手 法	予 測 の 手 法
窒素酸化物	建設機械の稼働	別表第 4 6 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
粉じん等	建設機械の稼働	別表第 3 1 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
騒音	建設機械の稼働	別表第 3 1 騒音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
振動	建設機械の稼働	別表第 3 6 振動の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。 別表第 4 6 振動の部資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び自動車の走行の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
水象に係る流量、流速等	雨水の排水	別表第 3 1 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	敷地の存在（土地の改変）		
水の汚れ	構造物の存在	別表第 4 6 水の汚れの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の濁り	雨水の排水	別表第 4 6 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地下水に係る水位、流向等	敷地の存在（土地の改変）	別表第 3 1 地下水に係る水位、流向等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な地形及び地質	敷地の存在（土地の改変）	別表第 3 1 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群落並びに注目すべき生息地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 4 2 重要な種及び群落並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	敷地の存在（土地の改変）		
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 3 1 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	敷地の存在（土地の改変）		
地域を特徴	造成工事及	別表第 3 1 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	

づける生態系	び工作物の設置工事	別表第 3 1 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	敷地の存在(土地の改変)	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	敷地の存在(土地の改変)	別表第 3 1 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	建造物の存在	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	敷地の存在(土地の改変)	別表第 3 1 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	建造物の存在	
建設工事に伴う副産物	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 3 1 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
文化財	敷地の存在(土地の改変)	別表第 3 1 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。

備考

- 1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- 4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。
- 5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第 6 0 港湾計画に係る参考手法（第 7 条関係）

参 考 項 目	参 考 手 法
環境要素の区分	調 査 の 手 法
窒素酸化物	<p>1 調査すべき情報 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集（資料により十分に情報を収集できる場合にあっては、現地調査による情報の収集を除く。）並びに当該情報の整理及び解析 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則第 1 条の 2 の表第 1 号トに規定する風の観測の方法（気象庁が観測した場合に限る。）又は同規則第 1 条の 3 の表第 6 号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法</p> <p>3 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>
騒音	<p>1 調査すべき情報 (1) 騒音の状況 (2) 対象港湾計画に定められる道路の沿道の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。）の収集（資料により十分に情報を収集できる場合にあっては、現地調査による情報の収集を除く。）並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>
振動	<p>1 調査すべき情報 (1) 振動の状況 (2) 地盤の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（振動の状況については、振動規制法施行規則別表第 2 備考 4 及び 7 に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。）の収集（資料により十分に情報を収集できる場合にあっては、現地調査による情報の収集を除く。）並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>
水象に係る流向及び流速	<p>1 調査すべき情報 流況の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p>
予 測 の 手 法	<p>1 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る港湾環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期</p>
	<p>1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る港湾環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期</p>
	<p>1 予測の基本的な手法 振動レベルの 80 パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る港湾環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期</p>
	<p>1 予測の基本的な手法 数値モデルによる理論計算又は水理模型実験</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、流況特性を踏まえて流向及び流速に係る港</p>

埋立地の存在	<p>流況特性を踏まえて流向及び流速に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 流況特性を踏まえて調査地域における流向及び流速に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流況特性を踏まえて調査地域における流向及び流速に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間</p>	<p>湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 流況特性を踏まえて流向及び流速に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期</p>
水の汚れ	<p>1 調査すべき情報 (1) 化学的酸素要求量の状況 (2) 流れの状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する化学的酸素要求量の測定の方法を用いられたものとする。）の収集（資料により十分に情報を収集できる場合にあっては、現地調査による情報の収集を除く。）並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 海域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 海域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 海域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 化学的酸素要求量の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、海域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 海域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る港湾環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 海域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る港湾環境影響を的確に把握できる時期</p>
重要な地形及び地質	<p>1 調査すべき情報 (1) 地形及び地質の概況 (2) 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集（資料により十分に情報を収集できる場合にあっては、現地調査による情報の収集を除く。）並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 港湾計画開発等区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 重要な地形及び地質について、分布又は成立環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期</p>
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）	<p>1 調査すべき情報 (1) は乳類、鳥類、は虫類、両生類、昆虫類に関する動物相の状況 (2) 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集（資料により十分に情報を収集できる場合にあっては、現地調査による情報の収集を除く。）並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 港湾計画開発等区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 動物の重要な種及び群集並びに注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期及び時間帯</p>
海域に生息する動物	<p>1 調査すべき情報 (1) 魚等の遊泳動物、潮間帯及び潮下帯以下の海底に生息する底生動物並びに卵・稚仔を含む動物プランクトン（以下この表において「海生動物」という。）の主な種類及び分布の状況 (2) 干潟、藻場及びさんご礁の分布並びにそこにおける動物の生息環境の状況 (3) 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p>	<p>1 予測の基本的な手法 海生動物、干潟、藻場及びさんご礁における動物の生息環境並びに重要な種、群集及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて海生動物、干</p>

		<p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集（資料により十分に情報を収集できる場合においては、現地調査による情報の収集を除く。）並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 港湾計画開発等区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>潟、藻場及びびさんご礁における動物の生息環境並びに重要な種、群集及び注目すべき生息地に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて海生動物、干潟、藻場及びびさんご礁における動物の生息環境並びに重要な種、群集及び注目すべき生息地に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>重要な種及び群集並びに注目すべき生育地（海域に生育するものを除く。）</p>	<p>主要な水域施設の存在</p> <p>主要な外郭施設の存在</p> <p>埋立地の存在</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 種子植物その他主な植物に係る植物相及び群落の状況 (2) 植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 (3) 注目すべき生育地の分布並びに当該生育地が注目される理由である植物の種の生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集（資料により十分に情報を収集できる場合においては、現地調査による情報の収集を除く。）並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 港湾計画開発等区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 植物の生育及び群落の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生育地に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 植物の生育及び群落の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生育地に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 植物の重要な種及び群集並びに注目すべき生育地について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び群落の特性を踏まえて重要な種及び群集並びに注目すべき生育地に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 植物の生育及び群落の特性を踏まえて重要な種及び群集並びに注目すべき生育地に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>海域に生育する植物</p>	<p>主要な水域施設の存在</p> <p>主要な外郭施設の存在</p> <p>埋立地の存在</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 潮間帯及び潮下帯の植物（海草類、海藻類その他の植物をいう。）並びに植物プランクトン（以下この表において「海生植物」という。）の主な種類及び分布の状況 (2) 干潟、藻場及びびさんご礁の分布並びにそこにおける植物の生育環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集（資料により十分に情報を収集できる場合においては、現地調査による情報の収集を除く。）並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 港湾計画開発等区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生育地に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生育地に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 海生植物、干潟、藻場及びびさんご礁について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、植物の生育の特性を踏まえて海生植物、干潟、藻場及びびさんご礁における植物の生育環境に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 植物の生育の特性を踏まえて海生植物、干潟、藻場及びびさんご礁における植物の生育環境に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>地域を特徴づける生態系</p>	<p>主要な水域施設の存在</p> <p>主要な外郭施設の存在</p> <p>埋立地の存在</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 無機環境における非生物的要素（地形・地質、気象、水象等）の状況 (2) 生物環境における生物的要素（植物相、植物群落、植生、動物相、動物群集）の状況 (3) 人為的環境における人為的要素（土地利用、土地改変、大気汚染、水質汚濁等）の状況 (4) 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集（資料により十分に情報を収集できる場合においては、現地調査による情報の収集を除く。）並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 港湾計画開発等区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注</p>	<p>1 予測の基本的な手法 注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期</p>

		目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な外郭施設 埋立地の存在	1 調査すべき情報 (1) 主要な眺望点の状況 (2) 景観資源の状況 (3) 主要な眺望景観の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集(資料により十分に情報を収集できる場合にあっては、現地調査による情報の収集を除く。)並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 主要な眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な眺望景観の状況を適切に把握できる地域 4 調査地点 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 主要な眺望点及び景観資源についての分布の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析並びに主要な眺望景観についての視覚的な表現方法 2 予測地域 調査地域のうち、景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測対象時期等 景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	主要な水域施設 主要な外郭施設 埋立地の存在	1 調査すべき情報 (1) 人と自然との触れ合いの活動の場の概況 (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集(資料により十分に情報を収集できる場合にあっては、現地調査による情報の収集を除く。)並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 港湾計画開発等区域及びその周辺の区域 4 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測対象時期等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期
文化財	主要な水域施設 主要な外郭施設 埋立地の存在	1 調査すべき情報 (1) 文化財の種類、指定区分、位置及び分布の状況 (2) 埋蔵文化財包蔵地の内容、位置及び分布並びに埋蔵文化財を包蔵する可能性のある場所の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集(資料により十分に情報を収集できる場合にあっては、現地調査による情報の収集を除く。)並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 港湾計画開発等区域及びその周辺の区域 4 調査地点 文化財の特性を踏まえて調査地域における文化財に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 文化財の特性を踏まえて調査地域における文化財に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 文化財について、その改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、文化財の特性を踏まえて文化財に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測対象時期等 文化財の特性を踏まえて文化財に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期
備考	1 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。 2 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。 3 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。 4 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。 5 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。 6 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。 7 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。		

附 則

- 1 この告示は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。ただし、附則第 4 項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 事業者がこの告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に条例第 7 条の規定に基づく方法書の公告を行っている対象事業については、条例第 5 条の規定に基づく方法書の作成に関して、この告示による改正後の熊本県環境影響評価技術指針（以下「新告示」とう。）の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 事業者が施行日前に条例第 15 条の規定に基づく準備書の公告を行っている対象事業については、新告示の規定の適用については、なお従前の例による。
- 4 事業者は、施行日前においても、新告示の規定の例により、方法書の作成等を行うことができる。
- 5 前項の規定により方法書の作成等が行われた場合は、施行日において、新告示の相当する規定により当該方法書の作成等が行われたものとみなす。